

習志野市広告掲出の取扱いに関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市（以下「市」という。）が作成する印刷物等への広告掲出の取扱いに関して基本的な事項を定める。

(広告掲出の対象)

第2条 広告を掲出することができる印刷物等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が作成する広報紙、封筒、冊子類、納付書、領収書等の印刷物
- (2) 市ホームページ
- (3) その他、広告掲出審査委員会が広告の掲出を適当と認めるもの

(掲出できる広告の基準等)

第3条 広告は、市の品位及びイメージを損なわないものとするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性などを考慮し、次の各号に掲げる要件に該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反があるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
- (5) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係するもの
- (6) 必要以上に市民に購買意欲をそそる内容であるもの
- (7) 売名行為及びこれに類する内容であるもの
- (8) 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの
- (9) その他市長が適当ではないと認めるもの

2 前項に定める広告掲出の要件の適否は、習志野市広告掲出審査委員会（平成16年5月29日設置。以下「委員会」という。）が別に定める習志野市広告掲出に係る運用基準（以下「運用基準」という。）により判断するものとする。

ただし、運用基準により判断しがたいときは、委員会で広告掲出の要件の適否について審査するものとする。

(広告主の優先順位)

第4条 広告を掲出するもの（以下「広告主」という。）の優先順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1順位 公益性を有する企業や事業を営むもの
- (2) 第2順位 市民の日常生活に関連するもの
- (3) 第3順位 市民が利用するレクリエーション施設等に関連するもの
- (4) 第4順位 その他、広告を掲出できる条件を満たすもの

(取扱基準等)

第5条 印刷物等に掲出する広告に関し、広告の掲出ができる印刷物等を担当する課(以下「担当課」という。)は、委員会の承認を経て次の各号に掲げる基準を別に定めるものとする。ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 広告の掲出の申込み方法
- (2) 広告の掲出料金
- (3) 広告の掲出枠の規格
- (4) 広告の掲出の場所又は位置
- (5) 広告の掲出の時期、期間又は回数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲出に関し必要となる事項

(広告申込者の募集)

第6条 広告を掲出しようとする者(以下「広告申込者」という。)の募集は、原則として市ホームページ、広報習志野等により行うものとする。

2 広告申込者が募集の枠に満たないときは、第3条及び第4条の規定を踏まえ、掲出を希望するものを選定し直接依頼することができる。

3 国、公営競技を除く地方公共団体、官公庁の外郭団体、公営企業、独立行政法人、国立大学法人、私立学校法に基づく私立学校、財団、日本放送協会、商工会議所、病院等医療機関等から広告掲出の申出があった場合、広告掲出審査委員会が認めた場合に限り、第1項に規定する広告申込者の募集を省略することができる。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告申込者は、広告掲出申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、担当課が第5条の規定に基づき、別に申込みの様式を定めたときは、当該様式によるものとする。

- (1) 掲出する広告の内容がわかるもの
- (2) 広告申込者の業務内容等がわかるもの

(広告掲出の決定等)

第8条 広告掲出の決定は、運用基準及び委員会が別に定める習志野市広告掲出に係る広告主の決定基準(平成17年2月24日委員会決定)により行なうものとする。

2 前項の規定により広告主を決定したときは、広告掲出決定通知書(別記第2号様式)により、その結果を広告申込者に通知するものとする。ただし、担当課が第5条の規定に基づき、別に決定結果の通知の様式を定めたときは、当該様式により通知するものとする。

(広告掲出料等の納付及び経費の負担)

第9条 広告主は、習志野市財務規則(平成3年規則第25号)第30条第1項に基づき市長が発行する納入通知書により、指定する期日までに広告掲出料を納入しなければならない。

2 広告掲出に係る広告の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲出の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲出料を納期限までに納付しなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲出の辞退の申し出があったとき。
- (3) その他、市長が広告の掲出に支障があると認めるとき。

(広告掲出料等の還付)

第11条 既納の広告料は、原則として還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(広告の掲出に伴う責任等)

第12条 印刷物等に掲出した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲出を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(広告代理店等への業務委託等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条までに掲げる事項のほか、広告の掲出に関し必要となる事項を広告代理店等に業務委託等することができる。

(広告を掲出した封筒等の受入れ)

第14条 市長は、広告を掲出した封筒等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該封筒等に掲出される広告が第3条第1項各号に掲げる要件を満たすときは、寄贈を受けることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、印刷物等への広告掲出に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

別記 第1号様式（第7条）

広 告 掲 出 申 込 書

平成 年 月 日

習志野市長 あて

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

連 絡 先

担当者／部署

習志野市広告物掲出の取扱に関する基本要綱第7条の規定に基づき、次のとおり
申込みます。

記

(□の該当する箇所にレ点を入れてください)

申 し 込 み の 種 別	広 告 の 種 類	印 刷 物 等 の 名 称
	☐ 冊子類	
	☐ 封 筒	
	☐ 車 両	
	☐ その他	
掲出希望期間：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
添付書類等 ・ 広告の原稿（案） ・ 申込者の業務内容等を明らかにする書類		
備 考		

※習志野市暴力団排除条例に基づき、習志野警察署に意見照会することがあります
ので、ご了承のうえお申込みください。

広 告 掲 出 決 定 通 知 書

平成 年 月 日

様

習 志 野 市 長

平成 年 月 日に申込みのありました広告の掲出については、習志野市広
告物掲出の取扱に関する基本要綱第8条第2号の規定により、次のとおり決定したの
で通知します。

記

決定区分	☐ 掲出する ☐ 掲出しない 理由 {	
申し込みの種別	広 告 の 種 類	印 刷 物 等 の 名 称
	☐ 冊子類	
	☐ 封 筒	
	☐ 車 両	
	☐ その他	
掲出希望期間：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		

広告掲出に当たっての留意事項

広告掲出料	円
納 付 期 限	平成 年 月 日まで（納入通知書により納付）
備 考	